

## 写

( 郡山市、いわき市所在の施設を除く )

各 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長  
各 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長  
各 介 護 老 人 保 健 施 設 管 理 者  
各 軽 費 老 人 ホ ー ム 施 設 長  
各 老 人 デ イ サ ー ビ ス 事 業 を 行 う 事 業 所 長  
各 老 人 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 施 設 長 様  
各 老 人 福 祉 セ ン タ ー 施 設 長  
各 老 人 短 期 入 所 事 業 を 行 う 事 業 所 長  
各 老 人 短 期 入 所 施 設 長  
各 認 知 症 グ ル ー プ ホ ー ム 管 理 者  
各 生 活 支 援 ハ ウ ス 施 設 長  
各 有 料 老 人 ホ ー ム 施 設 長

福島県保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「高齢者保健福祉施設における事故等の報告について」の報告対象の  
追加について ( 通知 )

本県の高齢者保健福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき、感謝申し上げます。  
また、高齢者保健福祉施設の安全確保については、常に御配慮いただきありがとうございます。  
さて、高齢者保健福祉施設における事故等の報告については、「高齢者保健福祉施設における事  
故等の報告について」(平成13年2月27日付け13高第100号福島県保健福祉部長通知。以  
下「13高第100号通知」という。)に基づき行われてきたところですが、高齢者の保健福祉サ  
ービス提供施設が増加し多様化していることから、高齢者が利用する施設での事故等の状況をより  
詳細に把握し、問題点を改善してより適切な対応を図る必要があるため、13高第100号通知に  
よる報告の対象施設及び内容を追加することとしました。

つきましては、今後は、下記及び別紙通知(13高第100号通知)により、直ちに所管の保健  
福祉事務所又は保健所を経由の上、高齢保健福祉グループまで報告くださるようお願いいたします。

## 記

### 1 対象施設 ( 下線部分を変更及び追加 )

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、老人デイサービ  
ス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人短期入所事業を行  
う事業所、老人短期入所施設、認知症グループホーム、生活支援ハウス、有料老人ホーム

2 報告の対象とする事故等の内容（下線部分を追加）

- (1) 火災の発生
- (2) 地震、津波、台風等の天災による被害
- (3) 入所者（利用者を含む。以下同じ。）の長時間の所在不明（概ね 2 4 時間経過しても発見できない場合等）
- (4) 入所者の事故による死亡
- (5) 入所者間または職員の暴行等による入所者の死傷
- (6) 感染症又は食中毒（平成 1 7 年 2 月 2 2 日付け厚生労働省健康局長等通知に基づき報告が必要な場合）
- (7) その他(1)から(6)までに準ずる重要な事項（判断に迷う場合は所管の保健福祉事務所又は高齢保健福祉グループに相談すること）

3 提出書類

別紙様式第 1 号による事故等報告書及び別紙様式第 2 号による改善結果報告書

（参考）各保健福祉事務所連絡先

県北保健福祉事務所（高齢者支援チーム）	0 2 4 - 5 3 4 - 4 1 5 6
県中保健福祉事務所（高齢者支援チーム）	0 2 4 8 - 7 5 - 7 8 0 8
県南保健福祉事務所（高齢者支援チーム）	0 2 4 8 - 2 2 - 5 4 7 8
会津保健福祉事務所（高齢者支援チーム）	0 2 4 2 - 2 9 - 5 2 7 2
南会津保健福祉事務所（保健福祉チーム）	0 2 4 1 - 6 3 - 0 3 0 5
相双保健福祉事務所（高齢者支援チーム）	0 2 4 4 - 2 6 - 1 1 3 2